

「京の伝統文化体験事業 歴史的建物での華道・茶道体験」企画運営業務に係る受託事業者募集要領

1 目的

この要領は、京の伝統文化体験実行委員会（以下「本実行委員会」という。）が実施する、「京の伝統文化体験事業 歴史的建物での華道・茶道体験」の企画運営に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定める。

2 委託の概要

(1) 業務名

「京の伝統文化体験事業 歴史的建物での華道・茶道体験」企画運営業務

(2) 業務内容

別紙1「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 委託金額の上限

金6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(5) 支払条件

本市において成果物の検収が完了したのち、受託者からの請求により支払う。
なお、前金払及び部分払は行わない。

3 参加資格

受託候補者の指名に当たっては、次の資格要件を全て満たしていることを前提とする。

- (1) 委託業務と同種又は類似の業務の業務実績を有すること。
- (2) 本委託業務の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 受託希望者又はその代表者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でなく、また、それらの者の依頼を受けて本件に参加しようとする者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (6) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

4 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者は、提出期限までに次の書類を提出すること。

ア 参加意向確認書（第1号様式） 1部

イ 業務実績調書（第2号様式） 4部

ウ 企画提案書（第3号様式、添付書類）4部

〔 第3号様式を表紙とし、任意の様式による提案書類を添付すること。
なお、添付書類は、A4サイズ10枚以内とする。 〕

エ 見積書（第4号様式、内訳書） 4部

〔 本業務に係る受託見積金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を第4号様式に記入し、本様式とは別に応募者で使用している様式での内訳書も提出すること。
なお、内訳書の様式は任意とする。 〕

オ 会社概要 （会社案内、定款等） 1 部

※ 提出部数が 4 部のものは正本 1 部と複写 3 部とする。

(2) 提出期限

参加意向確認書（印不要）：令和 4 年 7 月 1 1 日（月） 午後 5 時必着

4 (1) イ～オ ： 令和 4 年 7 月 2 0 日（水） 午後 5 時必着

※ 持参の場合の提出時間は、平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から 5 時までとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※ 参加意向確認書は上記含め電子メールでの提出も可

※ 郵送の場合は、特定記録郵便等、記録が残る方法にて提出すること。

(4) 提出先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎地下 1 階 京都市文化市民局文化芸術企画課内

京の伝統文化体験実行委員会事務局(担当：大石、岩雲)

電 話：075-222-3119 / F A X：075-213-3181

メールアドレス：bunka@city.kyoto.lg.jp

(5) 提案募集に関する質疑

本件募集内容について質疑がある場合は、令和 4 年 7 月 1 1 日（月）午後 5 時までに、上記の提出先に電子メールで提出すること。

質問者に関する情報は伏せたうえで、参加意向確認書を提出した者に令和 4 年 7 月 1 4 日（木）までに電子メールにより回答する。

5 企画提案書の審査概要

(1) 審査方法

提出された提案書等に基づき、別紙 2「受託候補者選定評価基準」に示す項目を参考に本実行委員会において総合的に評価し、参加者の中から受託候補者 1 者を選定する。

また、必要に応じて参加者にヒアリングを実施する場合があるが、その場合には、参加者に別途通知する。

なお、参加者が 1 者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、令和 4 年 7 月 2 6 日（火）頃に、参加者全員に書面により通知する。また、選定の結果、参加した事業者及び評価点分かる情報を公表する。

なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。

6 受託候補者との協議と契約の締結

受託候補者と企画提案書を基に契約内容に関して交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。

ただし、受託候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、次いで評価の高かった者を受託候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

7 スケジュール

内 容	期 限
参加意向書の提出	令和4年7月11日（月） 午後5時必着
質問の受付	令和4年7月11日（月） 午後5時まで
質問の回答	令和4年7月14日（木） までに回答
提案書の提出	令和4年7月20日（水） 午後5時必着
選定結果の通知	令和4年7月26日（火） 頃を予定

8 契約に関する基本的事項

受託者と結ぶ契約においては、次の事項を基本とする。

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 契約金額

協議の結果を基に作成された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(3) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案内容に基づき協議のうえ、決定する。ただし、企画提案内容は実現を約束したものとみなす。

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(5) 再委託の禁止

包括的な業務の再委託を禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要がある場合は、あらかじめ本実行委員会の承認を得ること。

(6) その他

この要領に記載のない応募に関する事項及び契約に関する事項並びにこの要領の解釈に関する事項については、別途、本実行委員会が指示するところによるものとする。

9 その他重要事項

(1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出期限以降における提出書類の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等があるときで、本実行委員会の承諾を得た場合のほかは認めない。

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。

(5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とする。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。

(6) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。